

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄			
特別徴収義務者 指定番号			※市町村ご とに異な ります
宛 名 番 号			
連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電 話 番 号	課・係		
	氏名		
電話	(内線)		
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 月分で納入 3. 普通徴収 (理由)		
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

青梅市長 殿			〒
令和 年 月 日 提出	住所(居所) 又は所在地		
	フリガナ		
	氏名又は名称		
個人番号 又は法人番号			
給 与 所 得 者			
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 月 月 月 月 月 月 月 月 円 円
氏 名	(旧姓)	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		
個 人 番 号			
1 月 1 日 現在の住所			
給与の支払を受け なくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定			相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄
	.	円	円	住所	.
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円	電話	.
	.	円	円		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係 名 並 び に 電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
〒	新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		氏名	月割額	円を	
フリガナ	氏名又は名称	電話	月分から徴収し、納入します。			
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	(内線)	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	要 不要	

【提出先】 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)
 特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先に送付願います。
 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。